

高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する条例

令和元年10月1日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第2条 職員の給与については、北茨城市職員の給与に関する条例（昭和32年北茨城市条例第16号。次条において「条例」という。）の例による。

(職務の級)

第3条 条例第5条の2に規定する職務の級の分類の基準については、前条の規定にかかわらず、別表に定める等級別基準職務表のとおりとする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別 表

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 主事補の職務 2 主事の職務
2 級	主幹の職務
3 級	1 副主査の職務 2 係長及び主任の職務
4 級	1 主査の職務 2 課長補佐の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項と同程度の副主査、係長の職務
5 級	1 課長の職務 2 監査事務局長、議会事務局次長の職務 3 職務の複雑、困難及び責任の度が前2項と同程度の主査の職務
6 級	1 事務局長の職務 2 議会事務局長の職務 3 次長、参事及び副参事の職務
7 級	6級に掲げる職員（管理者が特に認める者）の職務